

神戸市企業誘致に係る P R 動画制作業務委託仕様書

1. 業務の目的

神戸市の市内オフィスおよび産業用地への企業誘致を促進するため、神戸市が持つ都市の魅力をアピールし、広く広報に活用するための動画コンテンツを作成する。

2. 委託業務の内容

ホームページや展示会等のイベント会場、You tube などで事業者や市民に広報するための「神戸市企業誘致に係る P R 動画」を企画及び制作する。動画は、用途や使用する場面を想定し、①神戸の街や神戸のビジネス環境の魅力を P R する動画、②神戸市の産業団地を P R する動画の 2 種類を作成する。

(1) 内容、構成等

①神戸の街や神戸のビジネス環境の魅力を P R する動画

神戸市内へのオフィス誘致を想定し、神戸市が持つ魅力が効果的に伝わる内容とする。三宮を中心としたオフィス街の環境を伝える他、六甲山や神戸空港等の神戸市特有の環境についても特に興味を引くような内容となるよう工夫する。

②神戸市の産業団地を P R する動画

神戸市が開発を行った産業団地への企業進出を促す内容とする。特に神戸テクノロジスティックパーク、ポートアイランド（第 2 期）、神戸サイエンスパークについては、案内可能な土地が残っていることから、それぞれの特色や立地環境がわかりやすく伝わるよう工夫する。

③その他共通事項

動画の時間はそれぞれ 3 分程度とする。ただし、利用する場面や構成などを双方で検証した結果、時間を若干変更する可能性を含む。また、メインの動画の他に、時間を短く編集した動画を別途制作する（15 秒前後及び 1 分前後。但し、提案内容によって時間・編集内容については市と協議）。ドローン等を用いて空撮を行い、神戸の街や産業団地の全容がより視覚的に伝わるように工夫する。

(2) 出演者、協力者等に関する交渉及び謝礼

①受託者は、神戸市と協議の上、出演者、協力者等に関する交渉を行い、必要に応じて委託料の範囲で謝礼等を支払う。

②受託者は、出演者、協力者等の肖像権、及び音楽の著作権等に関わる調整を行い、イベント会場や神戸市ホームページ、YouTube 上で配信することの同意を得るとともに、必要に応じて委託料の範囲で料金を支払う。

(3) 撮影及び編集

①神戸市と日程を調整の上、取材先の現地下見や打ち合わせを行い、ロケを行う。

②画角は横長 16 : 9、縦長 9 : 16、画質クオリティはハイビジョン以上とする。

③動画に発話内容やナレーション等を挿入する場合、要点が理解できるようキャプション（字幕）として挿入すること。また、動画の内容が分かる概要文をテキストで提供すること。

④成果物納品期限の 20 日前を目処にデモ版の作品を納品し、神戸市により内容の確認を受け、納品期限までに修正を行う。

⑤納品後、委託契約の期間内であれば、軽微な動画の修正依頼に応じること。

3. 動画配信等

制作した動画は、イベント会場における出展ブースやホームページ、YouTubeなどで順次配信する。
なお、配信業務は神戸市が行う。

4. 成果物納品形式

MP4形式、ウィンドウズ・メディア・ビデオ（wmv）をCD等の記録媒体で納品すること。

5. 留意事項

（1）一般的事項

- ①業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手するほか、必要に応じて随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製、複写の可否、返却等については、神戸市の指示に従うこと。
- ②委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。

（2）業務体制

- ①あらかじめ神戸市と調整したスケジュールで行うこと。
- ②制作作業に当たる責任者を置くとともに、必要に応じて当該業務の担当者を確保すること。また、責任者と担当者は、動画コンテンツを制作する上で画像や映像、音声などの専門的な知識と技能を有すること。なお、責任者は委託業務を総括することとし、神戸市との調整を行う。

（3）業務の再委託

受託者は本業務を全て第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、あらかじめ神戸市の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。

6. 著作権等

本作品及び本作品制作のために撮影した映像素材及び成果物の著作権については、神戸市に帰属し、二次使用（他印刷物の制作、ホームページへの掲載等）が自由にできるものとする。

7. その他

契約後、この仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項については、必要に応じて神戸市と協議して決めること。

8. 成果物納品場所

神戸市医療・新産業本部 新産業部企業立地課

9. 成果物納品期限

令和3年3月31日（水）

以上